

香芝市訓令乙第1号

各 部 課
各出先機関

香芝市個人情報漏えい事案の公表に係る事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年1月15日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市個人情報漏えい事案の公表に係る事務取扱要綱の一部を改正する要綱
香芝市個人情報漏えい事案の公表に係る事務取扱要綱（令和6年訓令乙第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
（事案の報告） 第3条 実施機関が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の漏えい事案が発生したときは、当該事案が発生した課及び室の長（以下「所属長」という。）は、直ちに<u>文書法制課長</u>に個人情報の漏えい事案に係る報告票（別記様式）（以下「報告票」という。）により、事案発生日時、事案判明日、漏えいした個人情報、事案の概要及び事案発生に至る経過、事案発生原因、対応経過その他の所定の必須事項を報告しなければならない。 2 前項に規定する報告のほか、所属長は、再発防止策を策定した後、速やかに<u>文書法制課長</u>に報告票により、当該再発防止策等の内容を報告しなければならない。 （公表の対象） 第4条 [略] 2 所属長は、前項各号のいずれかを適用しようとするときは、あらかじめ<u>文書法制課長</u>と協議しなければならない。 （一括公表） 第5条 [略]	（事案の報告） 第3条 実施機関が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の漏えい事案が発生したときは、当該事案が発生した課及び室の長（以下「所属長」という。）は、直ちに<u>総務課長</u>に個人情報の漏えい事案に係る報告票（別記様式）（以下「報告票」という。）により、事案発生日時、事案判明日、漏えいした個人情報、事案の概要及び事案発生に至る経過、事案発生原因、対応経過その他の所定の必須事項を報告しなければならない。 2 前項に規定する報告のほか、所属長は、再発防止策を策定した後、速やかに<u>総務課長</u>に報告票により、当該再発防止策等の内容を報告しなければならない。 （公表の対象） 第4条 [略] 2 所属長は、前項各号のいずれかを適用しようとするときは、あらかじめ<u>総務課長</u>と協議しなければならない。 （一括公表） 第5条 [略]

改 正 案	現 行
(1) 所属長は、報告票をもとに公表する資料を作成し、<u>文書法制課長</u>に送付しなければならない。 (2) <u>文書法制課長</u>は、前号の資料について、報道発表の方法により、公表しなければならない。 (3) [略] (個別公表) 第6条 [略] (1) 所属長は、<u>文書法制課長</u>に対し、速やかに報告票により個別に公表を行う旨を報告しなければならない。 (2) 所属長は、<u>文書法制課長</u>と調整の上、個別に公表する資料を作成し、当該資料を速やかに報道発表の方法により、香芝市ホームページへ掲載の上、公表を行う。	(1) 所属長は、報告票をもとに公表する資料を作成し、<u>総務課長</u>に送付しなければならない。 (2) <u>総務課長</u>は、前号の資料について、報道発表の方法により、公表しなければならない。 (3) [略] (個別公表) 第6条 [略] (1) 所属長は、<u>総務課長</u>に対し、速やかに報告票により個別に公表を行う旨を報告しなければならない。 (2) 所属長は、<u>総務課長</u>と調整の上、個別に公表する資料を作成し、当該資料を速やかに報道発表の方法により、香芝市ホームページへ掲載の上、公表を行う。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第3条、第5条、第6条関係）

個人情報の漏えい事案に係る報告票

所 属			第3条第1項 必須事項
報 告 者 氏 名			第3条第1項 必須事項
報 告 日	発生時速報	年 月 日	第3条第1項 必須事項
	最 終 報	年 月 日	
事案発生日時	年 月 日 時 分頃		第3条第1項 必須事項
事案判明日	年 月 日		第3条第1項 必須事項
漏 え い し た 個 人 情 報			第3条第1項 必須事項
事案の概要及 び事案発生に 至 る 経 過			第3条第1項 必須事項
事案発生原因			第3条第1項 必須事項
対 応 経 過			第3条第1項 必須事項
再 発 防 止 策 の 内 容			
公 表 区 分	一括公表 ・ 個別公表		
個人情報保護 委員会報告区分	報告対象 ・ 報告対象外		

備考 香芝市の保有する個人情報の管理に関する要領及び本要綱により、事案の発生した課室における長（保護管理者）は、本票を作成の上、文書法制課長に報告するとともに、副総括保護管理者（市長公室長）及び総括保護管理者（副市長）に報告すること。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。